



4月から変わります…

# 広島県の事務・権限の一部が 熊野町に移ります

その1  
権限移譲



熊野町は、地方分権型社会にふさわしいまちづくりを推進するため、県の事務や権限の一部を平成18年度以降、順次譲り受けます。

これに伴い、県庁やその地方機関を取扱窓口とする申請や手続等の一部が、熊野町役場でできるようになります。

**「三世代が住みよい  
緑の生活創造都市・熊野町  
をめざして！」**

熊野町のまちづくりの基本理念である「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を実現するためには、熊野町の特性に応じた多様な行政サービスが、町民の意思により、熊野町が自主的、自律的に実施できる環境が必要です。

**「三世代が住みよい  
緑の生活創造都市・熊野町  
をめざして！」**

広島県においても、平成17年から21年までの5年間で189項目の事務や権限を市町に移譲する計画が推進されています。

身近な行政サービスを身近に提供するもの（①）

（②）熊野町の自治権強化につながるもの（③）

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

このため、県の事務や権限についても、次の3つの視点から計画的に譲り受けを行います。

①町民の皆さんに直接的に利便が発生するもの（身近な行政サービスを身近に提供）

②熊野町の自治権強化につながるもの（③）

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

また、県が移譲を計画する事務や権限には、複数の視点から計画的に譲り受けを行います。

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

このため、県の事務や権限についても、次の3つの視点から計画的に譲り受けを行います。

①町民の皆さんに直接的に利便が発生するもの（身近な行政サービスを身近に提供）

②熊野町の自治権強化につながるもの（③）

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

このため、県の事務や権限についても、次の3つの視点から計画的に譲り受けを行います。

①町民の皆さんに直接的に利便が発生するもの（身近な行政サービスを身近に提供）

②熊野町の自治権強化につながるもの（③）

（地域の実情に即した施策の展開）

（事務の簡素・効率化を推進）

（3）町政の効率化につながるもの

## 4月から熊野町に移る予定の事務・権限

事務名	問合せ先
・心身障害者扶養共済申請書等の受理等【窓】	
・医師等の免許申請書等の受理等【窓】(医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、保健師、助産師、(准)看護師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師)	福祉課 TEL820-5605
・民生委員・児童委員活動等の指揮監督	
・身体・知的障害者相談員の設置・研修	
・調理師、製菓衛生師、クリーニング師の免許申請等の受理等【窓】	生活環境課 TEL820-5606
・被爆者の保健指導・健康相談・健康診断	健康課 TEL855-1755
・未熟児の訪問指導、低体重児の届出受付	
・農用地区域内の開発許可	
・農地転用許可等	
・入会林野整備計画の承認等	建設課 TEL820-5607
・県道の維持修繕（矢野安浦線を除く）	
・急傾斜地崩壊防止施設の維持管理	
・屋外広告物の規制	都市整備課 TEL820-5608

※【窓】は、4月から熊野町役場に取扱窓口が変わる事務。

※申請等に必要な県収入証紙は、4月から役場内で販売予定。

※一部、年度中途に譲り受けられる権限を含む。